

◇大阪市水道局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

- 1 大阪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定による電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法に関し必要な事項を定めることにしました。
- 2 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う申請、届出その他の手続等の周知の方法を改めることにしました。
- 3 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 4 この規程は、令和8年6月1日から施行することにしました。

(水道局総務部DX推進課)